2026.10.30発行
消費生活相談情報

見守りレター

愛媛県消費者被害防止
見守り推進ネットワーク
事務局

分電盤の点検商法にご注意ください

近年、電力会社を名乗ったり、行政機関からの委託を名乗ったりする業者が無料点検を持ち掛け、分電盤やブレーカーの交換工事を強引に契約させるトラブルが急増しています。全国的に相談が寄せられており、2025年度には前年度の約5倍(全国値)となっています。特に70歳以上の高齢者が相談件数の8割以上を占めています。



注意

- 電力会社が法定点検の日時を電話でお知らせすることはありません。点検を持ち掛けてきた業者の所属や目的を確認し、管轄の電力会社に確認しましょう。
- 住宅用分電盤の使用期限を定めた法律はありません。交換が必要と言われても、その場ですぐに契約しないよう注意してください。
- 点検で不安をあおられても、複数の業者に見積もりを取り、十分に確認した上で契約することが大切です。

ポイント

- 電話等で点検を持ち掛けてきても安易に応じず、周囲の人に相談したり業者を調べたりして慎重に対応しましょう。
- 点検するために訪問した業者と契約してしまった場合でも、訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。
  (期間経過後でも勧誘方法に問題がある場合など、解約ができることもあります。)
- 電気事業法の一般家庭での法定点検は無料であり、点検後に調査員が交換工事の契約を持ち掛けることはありません。
- 様々な災害を口実にしたトークで不安をあおられることがあります。不安を感じたりトラブルが発生した場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

消費者ホットライン ☎１８８

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

又は 愛媛県消費生活センター ０８９－９２５－３７００(相談専用)



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのＰｉＰｉ」